

菊陽町復興まちづくり計画（案）に対する意見募集の結果及び町の考え方について

菊陽町復興まちづくり計画（案）に対する意見募集（パブリック・コメント）については、町民の皆様から貴重な御意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。御意見に対する町の考え方を取りまとめましたので、公表します。

御意見の一部については、主旨を損なわない範囲で要約させていただきました。

1 意見を募集した期間

平成29年11月16日（木）～12月15日（金）

2 意見の提出状況

- (1) 提出人数 1人
- (2) 意見の件数 11件

3 提出された意見に対する町の対応内容の件数

（対応内訳）

対応	内容	件数
①	意見を踏まえて案の修正等を検討するもの	3
②	既に意見の趣旨・考え方を盛り込んでいるもの	1
③	計画案の考え方を説明し御理解いただくもの	6
④	計画案には盛り込まないが今後の参考とするもの	-
⑤	計画案に対する意見でないもの	1

4 意見の概要及び町の考え方

No.	ご意見の概要	町の考え方	対応
1	2月に菊陽町熊本地震復旧・復興計画が策定されましたが、何故、今回、本計画が策定されるのかと思っていました。本計画策定の目的及び位置づけ(町総合計画との関連)が明確に示され理解できました。	本計画の主旨をご理解いただきありがとうございます。	③
2	2-17 ページ 2 行目 「これらの現状及び「住民懇談会」による…」を「これらの現状分析、「住民懇談会」及び「パブリックコメント」…」にすべきでは。	ご意見のとおり明示するほうがわかりやすいので、全体を通じて該当箇所に「パブリックコメント」を表記いたします。	①
3	2-17 ページ 課題表 4- 9 ページ 主な課題表 「住民懇談会」での意見が課題整理に使われたかお尋ねします。	住民懇談会での意見も取り入れた内容としています。	②
4	4-4 ページ 11 行目 「住民懇談会等」になっていますが「等」にはパブリックコメントを含むのでしょうか。パブリックコメントは「住民懇談会」に含むのでしょうか。	「住民懇談会等」の「等」の中に、パブリックコメントを含んでいるところですが、ご意見のとおり明示するほうがわかりやすいので、全体を通じて該当箇所に「パブリックコメント」を表記いたします。	①
5	3-4 ページ 図中 (仮称)光の森多目的広場 「○防災公園(広場)の整備」で、(広場)は(広場と防災機能)の整備では。	本計画の上位計画である「菊陽町熊本地震復旧・復興計画」のアクションプラン「5(3)②防災公園(広場)の整備」及び「5(3)③公園の防災機能整備」において、前者は発災直後の避難支援からその後の長期にわたる外部からの支援拠点としての利用まで想定しているのに対し、後者は発災直後の避難支援を想定した整備を行うこととしています。 (仮称)光の森多目的広場は、本町西部地区の避難支援拠点として重要であることから「防災公園(広場)の整備」と位置付け、記載しているところです。	③

No.	ご意見の概要	町の考え方	対応
6	<p>4-22 ページ表中 「取組内容」で「○自主防災組織への活動支援」で「町主催による防災訓練の実施」が自主防災組織の活動支援に繋がるということでしょうか。</p>	<p>毎年、町主催の防災訓練を小学校区ごとに行っています。その目的のうち、一つは町や消防等関係機関の災害対応力を高めることですが、もう一つは住民の皆様にご参加いただいて「自助」「共助」という防災意識の啓発や実践につなげることです。</p> <p>自主防災組織の構成員の方にご参加いただくことで、地域における災害対応活動の参考にしていただけるものと考えています。</p>	③
7	<p>活動支援は補助金以外には無いのでしょうか。</p> <p>自治会による「消火栓」を使用した初期消火のため、町の補助制度を活用して「消火栓ホース格納箱」の設置を進めています。しかしながら、その設置に係る全体計画を検討したところ、既設(土地区画整理事業で設置)の「消火栓」では、区内を漏れなくカバーすることはできません。「消火栓」の設置について、補助制度があるのは承知していますが、財源的に厳しい自治会のため、町において敷設してもらいたい。</p>	<p>土地区画整理事業や宅地開発で設置される消火栓は、「菊池広域連合消防水利施設設計等の同意に関する要綱」に定める設置基準により、当該区域全域が包含されるように配置されます。</p> <p>基準を超えて設置されるものについては「私設消火栓」となることから、自治会から設置の希望がある場合は、自治会の負担軽減のため、町から設置費用の10分の9について補助を行っているものです。</p>	⑤
8	<p>4-23 ページ表中 「取組方針」の「○災害時には情報が錯綜し・・・」及び「取組内容」の「非常時における町から自治会への適切な情報伝達」の内容で、町が設置する防災無線の設置は含まれますか。</p> <p>当区には防災無線がありません。当区の危機管理上、「防災対策」は重要課題であり、「防災無線の設置」は急務です。町からの情報を区民全員が的確に受けることが重要です。また、「避難訓練」を行うにも「防災無線」が必要と認識しています。平成30年度に、町にその設置を要望して、優先的にその設置を検討してもらえるでしょうか。</p>	<p>町からの災害時のお知らせや、国からの緊急地震速報、Jアラート等については、町設置の「防災行政無線」を通じて放送されます。防災行政無線が聞こえにくいエリアについては自治会長の協力を得ながら調査を行い、未設置の地区と併せ、段階的に整備を行ってまいりますので、ご意見を踏まえ、同表中に「段階的な防災行政無線の整備」を追記します。</p>	①

No.	ご意見の概要	町の考え方	対応
9	各世帯への防災無線戸別受信機の貸与は行われるのでしょうか。 (菊陽町熊本地震復旧復興計画の 30 ページに記載有り)	現在、戸別受信機は、自治会長をはじめ、民生委員や消防団等早急に災害応急活動が必要な方に貸与しています。 本町においては防災行政無線を全町域に配備していること、及び予算や貸与した機器の管理の在り方などから、各世帯への戸別受信機の貸与については慎重な検討が必要であると考えているところです。	③
10	4-23 ページ表中 「取組方針」の「○また、共助に向けた、・・」の内容で共助を醸し出すには、区における「避難訓練」とおして区民がその必要性を認識するものと思っています。	ご理解をいただき、ありがとうございます。そのような活動に対する支援を継続して行ってまいります。	③
11	4-23 ページ表中 「取組内容」の「○地域コミュニティづくりのための活動の支援の実施」「・自治会への加入促進」とありますが、具体的な手段・手法は何でしょうか。	町広報誌等によるお知らせを掲載することなどを考えています。	③